

防 医 病 運 第 3 号

令和4年10月13日

改正 令和5年6月30日

事 務 局 長
教 務 部 長
学 生 部 長
図 書 館 長 殿
医 学 教 育 部 長
病 院 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

(公 印 省 略)

防衛医科大学校における人工血小板の実用化に向けた検討推進体制に
ついて (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛医科大学校における人工血小板の実用化に向けた検討推進体制

（目的）

第1 この通達は、防衛医科大学校における人工血小板の実用化に向けた検討推進体制の充実及び強化を図るために必要な事項を定めるものとする。

（人工血小板実用化検討総括責任者）

第2 防衛医科大学校に、人工血小板実用化検討総括責任者を置く。

2 人工血小板実用化検討統括責任者は、防衛医科大学校における人工血小板の実用化に向けた検討に関する事項を統括する。

3 人工血小板実用化検討統括責任者は、副校長（学生・防衛医学研究担当）をもって充てる。

（人工血小板実用化検討参与）

第3 防衛医科大学校に、人工血小板実用化検討参与を置く。

2 人工血小板実用化検討参与は、防衛医科大学校における人工血小板の実用化に向けた検討に関する事項に参与する。

3 人工血小板実用化検討参与は、副校長（診療担当）をもって充てる。

（人工血小板実用化事業管理者）

第4 防衛医科大学校に、人工血小板実用化事業管理責任者を置く。

2 人工血小板実用化事業管理責任者は、防衛医科大学校における人工血小板の実用化に関する事業を管理する。

3 人工血小板実用化事業管理責任者は、学校長が指名する防衛医科大学校教授職にある教官をもって充てる。

（人工血小板の実用化に向けた検討推進委員会）

第5 防衛医科大学校における人工血小板実用化に向けた検討を推進するため、人工血小板の実用化に向けた検討推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）人工血小板の実用化に向けた諸課題に係る検討に関すること

- (2) 人工血小板の企業治験に関すること
- (3) 人工血小板研究における知的財産に関すること
- (4) 人工血小板研究における情報の取り扱いに関すること
- (5) その他人工血小板実用化検討に関し、委員長が審議する必要があると認める事項

3 委員会は、次の各号を掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 人工血小板実用化事業管理責任者
- (2) 副委員長 委員のうち、委員長が指名する者
- (3) 委員

ア 防衛医学研究センター長、事務局総務部長、事務局企画部長、防衛医科大学校病院副院長（管理・運営担当）、病院救急部長、病院事務部長、防衛医科大学校教授（防衛医学）、事務局企画部主計課長、病院事務部病院企画調整官

イ その他学校長が指名する者

- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を助け、会務を整理する。

6 委員長は、委員会が審議した結果について、人工血小板実用化検討総括責任者に報告する。

7 委員会に関する庶務は、病院企画調整官の統制の下、病院事務部病院運営課において処理する。

（委任規定）

第6 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な細部の事項は、人工血小板実用化検討総括責任者が定める。

附 則（令和5年6月30日付改正）

この通達は、令和5年7月1日から施行する。